

**構造改革特別区域において講じられた規制の特例措置のあり方に係る
評価意見及び未実現の提案に係る諮問事項に関する意見**

平成24年度下半期

平成25年3月6日

構造改革特別区域推進本部

評価・調査委員会

1. はじめに

評価・調査委員会（以下「当委員会」という。）は、構造改革特別区域基本方針に基づき、構造改革特別区域（以下「特区」という。）制度を推進するため、規制の特例措置の効果等を評価し、構造改革の推進等に必要な措置について、構造改革特別区域推進本部長（以下「本部長」という。）に意見を述べることとされている。

また、内閣官房と関係府省庁との調整によっては実現しなかった提案のうち、経済的及び社会的に意義があり、専門的知見を活用し、又は情勢の推移を踏まえて更に検討を深めることにより、新たに地域の特性に応じた規制の特例措置を講ずることができる可能性があるものについて当委員会は、本部長からの諮問を受け、調査審議を行うこととされている。

今般、当委員会は、平成24年度下半期に評価の対象となった8特例措置について評価を行い、意見を取りまとめた。

また、第18次、第19次及び第20次提案のうち未実現提案4件のうち、既に本部長に意見を提出済の1件を除く3件について、提案の趣旨の実現に向けた調査審議を行い、意見を取りまとめた。

2. 平成24年度下半期の評価について

(1) 評価の進め方

平成24年度下半期の評価の対象となった規制の特例措置について、医療・福祉・労働部会、教育部会、地域活性化部会の各専門部会において、認定地方公共団体や実施主体など関係者に対して、主に全国展開を行うことの効果について調査を行うとともに、関係府省庁から弊害の発生についての調査結果の報告を受けてヒアリングを実施し、それらを踏まえて検討を行った。

各専門部会からの検討結果の報告を受け、以下のとおり当委員会としての意見を取りまとめた。

(2) 評価意見の概要

平成24年度下半期の評価の対象となった8特例措置のうち、3特例措置（936、1205（1214、1221）、1223）については全国展開（一部全国展開を含む）、5特例措置（105・1222、834（835）、920、938、1310）については再度適切な時期に評価することとした。

特例措置ごとの評価意見の詳細は別紙1に記すが、概要は以下のとおりである。

- 「搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験事業（105・1222）」については、本特

例措置に特段の弊害は生じていないものの、本特例措置と密接不可分にある特例措置「106・107」については未検証であるため、その評価と併せて105(106・107)・1222として、平成26年度に改めて評価を行うとの意見とした。

- 「地方公共団体の長による学校等施設の管理及び整備に関する事務の実施事業(834(835))」については、認定地方公共団体における特区計画が平成25年度以降完全実施された後に、その運用状況をみた上で、平成27年度までに改めて評価を行う。関係府省庁は、本特例措置をさらに進める視点に立って、関連ケースを含めて、学校等施設の管理・整備に関する権限の在り方の観点を含む複合施設の有効な管理・整備の方策や事例に関する整理を行い、平成25年度、評価・調査委員会にその結果等を報告するとの意見とした。
- 「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業(920)」については、関係府省庁は、調査結果を踏まえ、弊害を除去するため、前回の評価意見を踏まえて作成したガイドライン等を周知・徹底し、ガイドライン等を踏まえた弊害の除去を各保育所へ求め、評価・調査委員会はそれを踏まえた保育所の状況及び子ども・子育て関連3法の施行状況等を踏まえ、平成28年度に改めて評価を行うこととし、関係府省庁及び内閣官房は、本特例措置を活用したために発生した乳幼児の健康に重大な影響を与えることが懸念されるようなケースや、経済活性化に大きく貢献する事例等の把握に務め、評価の際に評価・調査委員会に報告するとの意見とした。
- 「保育所における看護師配置補助要件の緩和事業(936)」については、本特例措置の活用により、保健・衛生指導、相談業務が充実し保護者の保育所への安心感・信頼感が向上するなど、保育の質の向上に寄与し、雇用面では、看護師等の継続雇用につながるなど、一定程度効果が確認され、また職種が異なることに伴うコミュニケーションの困難、看護師等の保育業務についての知識不足や保育指導が十分にできないことなどの弊害は一部にとどまるため、全国展開を行うが、その際、関係府省庁は、これらの弊害の解消に向けた対策として、看護師等に対する保育業務に関する研修等の機会の確保について適切に配慮するとの意見とした。
- 「サービス管理責任者の資格要件弾力化事業(938)」については、本特例措置による効果は確認できたものの、本特例措置を活用しているサービス管理責任者についてはその実務経験不足を補う必要があると考えられることから、関係府省庁において、サービス管理責任者養成研修のあり方について検討を加え、当該見直しによる効果が発現すると見込まれる平成27年度に改めて評価を行うとの

意見とした。

- 「重量物輸送効率化事業（車両の長さおよび最小回転半径に関する事項）（1205（1214、1221））」については、本特例措置の活用による輸送コストの低減やCO2排出量の低減などといった効果が確認され、また特段の弊害は生じていないため、全国展開を行うが、その際、特区において実施した車両の長さ（連結車の長さ21.04m）に基づき、上記の全国展開は21.04m以下の場合に限ることとし、これを超える長さの許可上限値の緩和に関しては、安全性等弊害の有無が確認されていないことから、引き続き特区として対応するとの意見とした。
- 「長大フルトレーラ連結車による輸送効率化事業（1223）」については、本特例措置の活用による輸送コストやCO2排出量の削減効果、運航便数の削減による交通渋滞の緩和といった効果が確認され、また特段の弊害は生じていないため、全国展開を行うとの意見とした。
- 「ノヤギを狩猟鳥獣とする特例事業（1310）」については、銃及びわなによる狩猟における人身事故や錯誤捕獲の弊害の有無について未検証であるため、本特例措置について、関係府省庁は毎年度、前年度における狩猟実績に関する調査を行い、調査の結果、銃及びわなによる狩猟実績が累積でそれぞれ複数確認された場合に、改めて評価を行うとの意見とした。

3. 平成24年度調査審議について

（1）調査審議の進め方

平成24年度調査審議の対象となった未実現提案3件について、地域活性化部会において、提案者、関係府省庁及び有識者からのヒアリングを実施し、それらを踏まえて検討を行った。

地域活性化部会からの検討結果の報告を受け、以下のとおり当委員会としての意見を取りまとめた。

（2）調査審議意見の概要

調査審議意見の詳細は別紙2に記すが、概要は以下のとおりである。

- 「障害者雇用促進のための自治体随意契約理由の緩和」については、平成23年12月の地方自治法施行令の改正により、法で定める障害者支援施設、シルバー人材センター、母子福祉団体等に準ずる者として、地方公共団体の長が一定の手

続により定めた基準に基づいて認定を受けた者と随意契約を締結することができることとされた。また、調査審議において、株式会社も「準ずる者」の対象となり得ることが確認された。関係府省庁は、政令改正の趣旨及び内容を、関係する会議等で説明することや、自治体からの相談に適切に対応する等、周知徹底を図りたいとの意見とした。

- 「公立大学法人（地方独立行政法人）の研究成果を事業化する際の企業への出資規制の緩和」については、公立大学法人の研究成果の活用は地域経済の活性化など効果的な面がある一方、公立大学法人の出資という形態をとる場合には、その意義（公立大学法人による出資の目的や必要性）及び手法（リスク管理等経営参画の在り方を含む。）等の課題について提案者は十分に検討する必要がある。その整理が成された段階で改めて関係府省庁における検討を進めることとするとの意見とした。
- 「農地利用集積円滑化団体の民間開放」については、関係府省庁は、農地所有者代理事業に関する事務について、判断行為（賃貸借契約の締結等）を除き、準備行為（貸し手及び受け手候補者の調査・意向把握等）及び事実行為（相談窓口の設置等）を対象として、農地利用集積円滑化団体（以下「円滑化団体」という。）から民間企業への事務委託を可能とするよう措置することとし、円滑化団体から民間企業への事務委託を可能とする通知改正を行い、全国的に民間企業への事務委託が可能である旨の周知徹底を図ることとの意見とした。

4. おわりに

地域活性化が内閣の重要課題に位置付けられるなか、特区制度は、地方公共団体をはじめとした地域の様々な主体の創意や工夫に基づき、地域の活性化の突破口として、規制のあり方を改革していくよう期待されている。

このことから、提案主体や認定地方公共団体、実施主体など、現場で取り組んでいる方々の声や思いを生かして、その趣旨を実現させることができるよう、関係府省庁におかれては、より精力的に提案の実現や特例措置の全国展開に向けた検討を行って頂きたい。

本意見は、本部長に対し提出するものであるが、構造改革特別区域本部においては、本意見の趣旨を十分踏まえてこれに対する対応方針を決定し、政府として構造改革の推進に取り組んで頂きたいと考えている。

評価・調査委員会としては、今後とも、特例措置の評価や未実現提案の調査審議を通じ、提案主体などの要望に可能な限り応えとともに、それが全国的な規制改

革の端緒となるよう、また、地域の活性化に資するよう努力してまいる所存である。

最後に、今回の評価及び調査審議においてご協力いただいた提案主体や認定地方公共団体、実施主体の方々を始め、各方面からのご助力に対し、心からお礼申し上げます。

平成 24 年度下半期評価意見

特例措置番号	特定事業名	関係府省庁	措置区分	評価意見
105・1222	搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験事業	警察庁 国土交通省	省令、告示、通達	その他（平成 26 年度に評価を行う）
834（835）	地方公共団体の長による学校等施設の管理及び整備に関する事務の実施事業	文部科学省	法律	その他（平成 27 年度までに評価を行う）
920	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	厚生労働省	省令	その他（子ども・子育て関連 3 法の施行状況等を踏まえて、平成 28 年度に評価を行う）
936	保育所における看護師配置補助要件の緩和事業	厚生労働省	省令	地域を限定することなく全国において実施
938	サービス管理責任者の資格要件弾力化事業	厚生労働省	告示	その他（平成 27 年度に評価を行う）
1205 （1214、1221）	重量物輸送効率化事業（車両の長さおよび最小回転半径に関する事項）	国土交通省	通達	特例措置対象車両が公道を横断する場合に限り、車両の長さの許可限度を 21.04 m 以下とする特例措置について、地域を限定することなく全国において実施
1223	長大フルトレーラ連結車による輸送効率化事業	国土交通省	通達	地域を限定することなく全国において実施
1310	ノヤギを狩猟鳥獣とする特例事業	環境省	省令	その他（銃及びわなによる狩猟実績が確認された場合に、改めて評価を行う）

評価意見

①	別表1の番号	105・1222
②	特定事業の名称	搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験事業
③	措置区分	省令、告示、通達
④	特区における規制の特例措置の内容	一定の要件を満たす搭乗型移動支援ロボットについて、一定の公道において、搭乗型移動支援ロボットの特性や道路交通環境を踏まえつつ、必要となる安全措置を講じた上で、実証実験を行うことを可能とする。
⑤	評価	その他(平成26年度に評価を行う)
⑥	⑤の評価の判断の理由等	<p>関係府省庁によれば、特例措置「105・1222」の実施による弊害の発生は認められなかったが、平成24年11月2日付けで構造改革特別区域基本方針の別表1に追加された、特例措置「106・107※」については、他の交通との混在かつ車道の横断というこれまで以上に危険が予見される実験を行うことから、引き続き安全性について検証の必要があるとのことであった。</p> <p>評価・調査委員会による調査では、本特例措置を活用した事業により、認定自治体内(つくば市)だけではなく、関東近隣などから多数の実験参加者が来訪するとともに、今後は研究機関・協議会参加企業が増加予定であることから、雇用についても増加が見込めるとの報告がなされた。</p> <p>以上より、本特例措置に特段の弊害は生じていないものの、本特例措置と密接不可分にある特例措置「106・107」については未検証であるため、その評価と併せて105(106・107)・1222として、平成26年度に改めて評価を行う。</p> <p>※106・・・境界表示措置要件の廃止 107・・・実施場所への横断歩道等の追加</p>
⑦	今後の対応方針	本特例措置については、平成24年11月2日付けで基本方針別表1に追加された特例措置「106・107」の評価と併せて、105(106・107)・1222として、平成26年度に改めて評価を行う。
⑧	全国展開の実施内容	—
⑨	全国展開の実施時期	—

評価意見

①	別表1の番号	834(835)
②	特定事業の名称	地方公共団体の長による学校等施設の管理及び整備に関する事務の実施事業
③	措置区分	法律
④	特区における規制の特例措置の内容	教育委員会が行うこととされている学校等施設の管理・整備に関する事務を地方公共団体の長が実施することを可能とする。
⑤	評価	その他(平成27年度までに評価を行う)
⑥	⑤の評価の判断の理由等	<p>関係府省庁によれば、認定地方公共団体における特区計画が部分的な運用(一部の学校施設の整備及び社会教育施設の管理)にとどまっている段階では、全国展開により発生する弊害の有無は判断できないとのことであった。</p> <p>評価・調査委員会による調査では、本特例措置を活用することによる学校等施設の整備・管理において、市長の権限が明確化され、教育委員会との調整の円滑化が図られる等の効果が確認された。また、複合施設の整備費・管理費の節減効果が確認された。</p> <p>以上より、認定地方公共団体における特区計画が平成25年度以降完全実施された後に、その運用状況をみた上で、平成27年度までに改めて評価を行う。</p> <p>評価・調査委員会において、人口減少社会の中、地域活性化の拠点としても施設の複合化は重要な視点であり、本特例措置を活用することで、学校等施設と公の施設の一体的な利用や総合的な整備の促進を図ることが重要であるとの意見があった。これを踏まえ、関係府省庁は、本特例措置をさらに進める視点に立って、関連ケースを含めて、学校等施設の管理・整備に関する権限の在り方の観点を含む複合施設の有効な管理・整備の方策や事例に関する整理を行い、平成25年度、評価・調査委員会にその結果等を報告することとする。</p>
⑦	今後の対応方針	<p>認定地方公共団体における特区計画が平成25年度以降完全実施された後に、その運用状況をみた上で、平成27年度までに改めて評価を行う。</p> <p>関係府省庁は、本特例措置をさらに進める視点に立って、関連ケースを含めて、学校等施設の管理・整備に関する権限の在り方の観点を含む複合施設の有効な管理・整備の方策や事例に関する整理を行い、平成25年度、評価・調査委員会にその結果等を報告することとする。</p>
⑧	全国展開の実施内容	—
⑨	全国展開の実施時期	—

評価意見

①	別表1の番号	920
②	特定事業の名称	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業
③	措置区分	省令
④	特区における規制の特例措置の内容	公立保育所の3歳未満児に対する給食について、保育所外で調理し搬入することを可能とする。
⑤	評価	その他(子ども・子育て関連3法の施行状況等を踏まえて、平成28年度に評価を行う)
⑥	⑤の評価の判断の理由等	<p>関係府省庁によれば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発達段階に応じた給食の対応特に離乳食をはじめ3歳未満児に必要な個別の対応が困難であり、搬入後に保育所において調理・加工する場合は、衛生管理上の課題や保育士の業務負担の増大が生じている。 ・アレルギー児への対応について、3歳未満児は食物アレルギーの有病率が3歳以上児より高いことに留意が必要であり、学校給食センターや大量調理用の設備しかない場合は代替食の提供は難しく、弁当を持参させたり各保育所で除去したりしている場合が多い。 ・体調不良児への対応について、3歳未満児は体調の変化が激しいことに留意が必要である。 ・食育への対応について、調理員・栄養士と子どもの関わりを持つことが困難である。自園調理をしないと保護者からの食に関する相談に十分に対応できず、保育所の持つ保護者支援の機能が十分発揮されない。 ・保育所と外部搬入事業者の連携について、学校給食センターの栄養士と保育所や市町村の保育担当者等との連携が不十分な例が見られる。 <p>とのことであった。</p> <p>評価・調査委員会による調査では、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本特例措置の実施に伴い、保育士の加配、一時保育・延長保育・障害児保育の充実、保育所設備の改修、保育料の軽減等、保護者の望む保育の提供に繋がっている。 ・発達段階に応じた給食について、外部搬入により対応できない部分については、各保育所で保育士が細かく刻む等の手を加えて提供すること、乳幼児の喫食状況を栄養士が把握し献立に反映するといった工夫により対応している保育所が存在する。 ・アレルギー児への対応について、外部搬入により対応できない部分については、代替食材、アレルギー食物除去・加算調理、自園調理等で対応している保育所が存在する。 ・食育への対応について、調理する者と子どもの関わり等、保育所における食育を推進するため、保育園の畑で、野菜の栽培と収穫を行い、児童自らが調理して食する機会を設ける等の取組みを実施している保育所が存在する。 <p>ことが確認された。</p> <p>以上より、関係府省庁は、調査結果を踏まえ、上記弊害を除去するため、前回の評価意見を踏まえて作成したガイドライン等を周知・徹底し、ガイドラ</p>

		<p>イン等を踏まえた弊害の除去を各保育所へ求める。評価・調査委員会はそれを踏まえた保育所の状況及び子ども・子育て関連3法の施行状況等を踏まえ、平成28年度に改めて評価を行う。また、関係府省庁及び内閣官房は、本特例措置を活用したために発生した乳幼児の健康に重大な影響を与えることが懸念されるようなケースや、経済活性化に大きく貢献する事例等の把握に務め、評価の際に評価・調査委員会に報告すること。</p>
⑦	今後の対応方針	<p>関係府省庁は、調査結果を踏まえ、上記弊害を除去するため、前回の評価意見を踏まえて作成したガイドライン等を周知・徹底し、ガイドライン等を踏まえた弊害の除去を各保育所へ求める。評価・調査委員会はそれを踏まえた保育所の状況及び子ども・子育て関連3法の施行状況等を踏まえ、平成28年度に改めて評価を行う。また、関係府省庁及び内閣官房は、本特例措置を活用したために発生した乳幼児の健康に重大な影響を与えることが懸念されるようなケースや、経済活性化に大きく貢献する事例等の把握に務め、評価の際に評価・調査委員会に報告すること。</p>
⑧	全国展開の実施内容	—
⑨	全国展開の実施時期	—

評価意見

①	別表1の番号	936
②	特定事業の名称	保育所における看護師配置補助要件の緩和事業
③	措置区分	省令
④	特区における規制の特例措置の内容	4人以上6人未満の乳児が入所している保育所について、当該保育所に勤務する看護師又は保健師を、1人に限って、保育士1人とみなすことができる。
⑤	評価	地域を限定することなく全国において実施
⑥	⑤の評価の判断の理由等	<p>関係府省庁によれば、1割程度の保育所で、職種が異なることに伴うコミュニケーションの困難、看護師等の保育業務についての知識不足や保育指導が十分にできないことなどの弊害が見られたが、弊害があった場合の対応としては、職員会議等による共通理解の形成、他の保育士と一緒に保育業務を担当、保育学習への参加などを行っているとのことであった。一方、9割程度の保育所で特例措置による特段の弊害は無かったことが確認できたとのことであった。</p> <p>評価・調査委員会による調査では、本特例措置の活用により、保健・衛生指導、相談業務が充実し保護者の保育所への安心感・信頼感が向上するなど、保育の質の向上に寄与した。雇用面では、看護師等の継続雇用につながるなど、一定程度効果が確認された。</p> <p>以上より、本特例措置の活用による効果が確認され、また本特例措置に起因するコミュニケーションの困難、保育業務についての知識不足等の弊害は一部にとどまるため、全国展開を行う。なお、関係府省庁は、これらの弊害の解消に向けた対策として、看護師等に対する保育業務に関する研修等の機会の確保について適切に配慮すること。</p>
⑦	今後の対応方針	特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行うこと。なお、調査結果において、職種が異なることに伴うコミュニケーションの困難、保育業務についての知識不足等が確認されたことから、関係府省庁は、これらを解消するため、看護師等に対する保育業務に関する研修等の機会の確保について適切に配慮すること。
⑧	全国展開の実施内容	上記⑦「今後の対応方針」のとおり。
⑨	全国展開の実施時期	平成25年度中に措置

評価意見

①	別表1の番号	938
②	特定事業の名称	サービス管理責任者の資格要件弾力化事業
③	措置区分	告示
④	特区における規制の特例措置の内容	都道府県知事が、サービス管理責任者の確保が困難なことから障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスの遂行が困難であると認める場合に、サービス管理責任者の資格要件に係る実務要件を緩和する。
⑤	評価	その他(平成27年度に評価を行う)
⑥	⑤の評価の判断の理由等	<p>関係府省庁によれば、本特例措置を活用する一部の事業所では、サービス管理責任者の実務経験不足により、サービス提供職員に対する技術的指導や助言のほか個別支援計画の作成、利用者に対するアセスメント等の業務を実施できなかった又は実施が困難であったことが確認された。</p> <p>評価・調査委員会による調査では、本特例措置の活用により、障害福祉サービス事業所が、サービス管理責任者欠如による事業の中断を回避することができ、法改正に伴う旧体系から新体系への移行を円滑に実施できた。また、新体系への移行期間以降(平成24年4月1日以降)に本特例措置を活用した事業所が新たに開設されるなど、新規参入に寄与しているといった効果が確認された。</p> <p>以上より、本特例措置による効果は確認できたものの、本特例措置を活用しているサービス管理責任者についてはその実務経験不足を補う必要があると考えられることから、関係府省庁において、サービス管理責任者養成研修のあり方について検討を加え、当該見直しによる効果が発現すると見込まれる平成27年度に改めて評価を行う。</p>
⑦	今後の対応方針	関係府省庁において、サービス管理責任者養成研修のあり方について検討を加え、当該見直しによる効果が発現すると見込まれる平成27年度に改めて評価を行うこと。
⑧	全国展開の実施内容	—
⑨	全国展開の実施時期	—

評価意見

①	別表1の番号	1205(1214、1221)
②	特定事業の名称	重量物輸送効率化事業(車両の長さおよび最小回転半径に関する事項)
③	措置区分	通達
④	特区における規制の特例措置の内容	重量物を輸送する特定の車両が、橋・高架の道路等を含まない経路を通行し、かつ軸重が一般的制限値(駆動軸にエアサスペンションを装着する車両の駆動軸重にあつては11.5トン)以下であつて、道路の修繕等について地方公共団体等により適切な管理がなされる場合には、車両総重量の規定を適用しない。また、重量物を輸送する特定の車両の通行経路が公道(道路法の道路をいう。以下同じ。)に関して横断に限る場合には、車両の長さ及び最小回転半径の規定を適用しない。
⑤	評価	特例措置対象車両が公道を横断する場合に限り、車両の長さの許可限度を21.04m以下とする特例措置について、地域を限定することなく全国において実施する。
⑥	⑤の評価の判断の理由等	<p>関係府省庁によれば、特殊車両通行許可制度に則り車両が通行することについては、限定された地区内で直進して道路法の道路を横断する場合に限定した通行で、かつ釜石地区において実施した車両に対する特例措置(セミトレーラ連結車の長さ 21.04m)に関して、その実施による弊害の発生は認められなかった。</p> <p>評価・調査委員会による調査では、本特例措置を活用した事業により、輸送コストの低減や CO2 排出量の低減などといった効果が確認され、大きな弊害も発生していないことが認められた。</p> <p>以上より、本特例措置の活用による効果が確認され、また特段の弊害は生じていないため、全国展開を行う。</p> <p>なお、特区において実施した車両の長さ(連結車の長さ21.04m)に基づき、上記の全国展開は 21.04m以下の場合に限ることとし、これを超える長さの許可上限値の緩和に関しては、安全性等弊害の有無が確認されていないことから、引き続き特区として対応する。</p>
⑦	今後の対応方針	<p>私有地内の通路その他私道の通行を中心とした利用など、車両が直進して公道を横断する場合に限り、車両の長さの許可限度を 21.04m以下とする特例措置について、その内容・要件のとおり、全国展開を行うこと。</p> <p>なお、21.04mを超える長さの許可上限値の緩和に関しては、安全性等弊害の有無が確認されていないことから、引き続き特区として対応し、利用実績が生じた日から1年経過した後、評価を行うこと。</p>
⑧	全国展開の実施内容	上記⑦「今後の対応方針」のとおり。
⑨	全国展開の実施時期	平成25年度中に措置

評価意見

①	別表1の番号	1223
②	特定事業の名称	長大フルトレーラ連結車による輸送効率化事業
③	措置区分	通達
④	特区における規制の特例措置の内容	フルトレーラ連結車(セミトレーラ連結車のうち、セミトレーラ連結車のけん引自動車の全長及びセミトレーラ連結車の連結装置中心から当該セミトレーラ連結車の後端までの水平距離が、それぞれ12メートル以内であるものを含む。)について、各道路管理者は、連結車の長さについて21メートルを上限として許可することができる。
⑤	評価	地域を限定することなく全国において実施
⑥	⑤の評価の判断の理由等	<p>関係府省庁によれば、特殊車両通行許可制度に則り経路等を限定した車両が通行することについては、本特例措置の実施による道路構造の保全及び交通の危険防止上の支障の発生等の弊害は特段認められなかった。</p> <p>評価・調査委員会による調査では、本特例措置を活用した事業により、輸送コストやCO2排出量の削減効果、運航便数の削減による交通渋滞の緩和といった効果が確認され、大きな弊害も発生していないことが認められた。</p> <p>以上より、本特例措置の活用による効果が確認され、また特段の弊害は生じていないため、全国展開を行う。</p>
⑦	今後の対応方針	特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行うこと。
⑧	全国展開の実施内容	上記⑦「今後の対応方針」のとおり。
⑨	全国展開の実施時期	平成25年度中に措置

評価意見

①	別表1の番号	1310
②	特定事業の名称	ノヤギを狩猟鳥獣とする特例事業
③	措置区分	省令
④	特区における規制の特例措置の内容	ノヤギを狩猟鳥獣とみなし、許可の不要な狩猟による捕獲を可能とする。
⑤	評価	その他 (銃及びわなによる狩猟実績が確認された場合に、改めて評価を行う)
⑥	⑤の評価の判断の理由等	<p>関係府省庁によれば、本特例措置を活用したノヤギの狩猟実績は、網による1頭であり、全国展開により発生する弊害の有無を判断するために必要な事項のうち、銃及びわな(囲いわな・はこわな、くくりわな)による狩猟における人身事故や錯誤捕獲の弊害の有無について、検証されていないとのことであった。</p> <p>評価・調査委員会による調査では、狩猟によるノヤギの捕獲頭数は1頭に留まっていたが、本特例措置の実施に当たって前提となる要件(飼育下にあるヤギとノヤギを区別するために適切な区域設定や識別可能な措置がなされていること等)を実行するための放し飼い防止条例の活用や、有害鳥獣捕獲の実施による効果も含めれば、特区内のノヤギの推計生息頭数は1,000頭程度減少していることが確認された。</p> <p>以上より、銃及びわなによる狩猟における人身事故や錯誤捕獲の弊害の有無について未検証であるため、本特例措置について、関係府省庁は毎年度、前年度における狩猟実績に関する調査を行う。調査の結果、銃及びわなによる狩猟実績が累積でそれぞれ複数確認された場合に、改めて評価を行う。</p>
⑦	今後の対応方針	本特例措置について、関係府省庁は毎年度、前年度における狩猟実績に関する調査を行い、その結果を内閣官房に報告する。調査の結果、銃及びわなによる狩猟実績が累積でそれぞれ複数確認された場合に、改めて評価を行うこと。
⑧	全国展開の実施内容	—
⑨	全国展開の実施時期	—

平成24年度調査審議意見

要望事項	関係府省庁	調査審議意見
障害者雇用促進のための自治体随意契約理由の緩和	総務省	<p>本提案については、平成23年12月の地方自治法施行令の改正により、法で定める障害者支援施設、シルバー人材センター、母子福祉団体等に準ずる者として、地方公共団体の長が一定の手続により定めた基準に基づいて認定を受けた者と随意契約を締結することができることとされた。また、調査審議において、株式会社も「準ずる者」の対象となり得ることが確認された。</p> <p>関係府省庁は、政令改正の趣旨及び内容を、関係する会議等で説明することや、自治体からの相談に適切に対応する等、周知徹底を図られたい。</p>
公立大学法人（地方独立行政法人）の研究成果を事業化する際の企業への出資規制の緩和	総務省	<p>公立大学法人の研究成果の活用は地域経済の活性化など効果的な面がある一方、公立大学法人の出資という形態をとる場合には、その意義（公立大学法人による出資の目的や必要性）及び手法（リスク管理等経営参画の在り方を含む。）等の課題について提案者は十分に検討する必要がある。その整理が成された段階で改めて関係府省庁における検討を進めることとする。</p>
農地利用集積円滑化団体の民間開放	農林水産省	<p>関係府省庁は、農地所有者代理事業に関する事務について、判断行為（賃貸借契約の締結等）を除き、準備行為（貸し手及び受け手候補者の調査・意向把握等）及び事実行為（相談窓口の設置等）を対象として、農地利用集積円滑化団体（以下「円滑化団体」という。）から民間企業への事務委託を可能とするよう措置すること。このため、円滑化団体から民間企業への事務委託を可能とする通知改正を行い、全国的に民間企業への事務委託が可能である旨の周知徹底を図ること。</p>

●「障害者雇用促進のための自治体随意契約理由の緩和」について

<p>意見</p>	<p>本提案については、平成23年12月の地方自治法施行令の改正により、法で定める障害者支援施設、シルバー人材センター、母子福祉団体等に準ずる者として、地方公共団体の長が一定の手続により定めた基準に基づいて認定を受けた者と随意契約を締結することができることとされた。また、調査審議において、株式会社も「準ずる者」の対象となり得ることが確認された。</p> <p>関係府省庁は、政令改正の趣旨及び内容を、関係する会議等で説明することや、自治体からの相談に適切に対応する等、周知徹底を図られたい。</p>
<p>意見の考え方</p>	<p>提案者(株式会社世田谷サービス公社)は、障害者雇用に積極的に取り組む一般事業主への自治体発注を容易にすることにより、障害者の雇用安定を図り、地域における障害者の自立促進を図るため、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号における随意契約要件の緩和を要望していた。</p> <p>その後、平成23年12月に同施行令が改正され、法で定める障害者支援施設、シルバー人材センター、母子福祉団体等に準ずる者として、地方公共団体の長が一定の手続により定めた基準に基づいて認定を受けた者と随意契約を締結することができることとされた。</p> <p>調査審議において、提案者はこの「準ずる者」に株式会社が含まれるかどうかについて、関係府省庁の見解を求めた。</p> <p>これに対し、関係府省庁からは、株式会社も「準ずる者」の対象となり得ること、また、「準ずる者」の範囲は地方公共団体が一定の手続により基準を定めて判断するものであり、各自治体において弾力的な運用が可能であることの説明がなされた。</p> <p>関係府省庁は、政令改正の趣旨及び内容を、関係する会議等で説明することや、自治体からの相談に適切に対応する等、周知徹底を図るべきである。</p>

●「公立大学法人(地方独立行政法人)の研究成果を事業化する際の企業への出資規制の緩和」について

<p>意見</p>	<p>公立大学法人の研究成果の活用は地域経済の活性化など効果的な面がある一方、公立大学法人の出資という形態をとる場合には、その意義(公立大学法人による出資の目的や必要性)及び手法(リスク管理等経営参画の在り方を含む。)等の課題について提案者は十分に検討する必要がある。その整理が成された段階で改めて関係府省庁における検討を進めることとする。</p>
<p>意見の考え方</p>	<p>現状、公立大学法人は、その研究成果を事業化する企業に対する出資ができない。提案者は、教育研究の更なる活性化を図り、大学の保有する知の還元を促進するため、公立大学法人が適正な手続を経た上で出資可能とすることを要望している。</p> <p>具体的には、知的財産ライセンスから得られるロイヤリティ収入を出資の財源とし、出資額には上限を設定することとしている。また、効果的な投資を行うために必要な金融機関との協力関係を構築し、ファイナンス審査を行った上で出資を行い、出資先が破綻した場合の措置等も講ずることとしている。</p> <p>関係府省庁は、設立団体からの交付金が収入の大宗を占める公立大学法人が出資することの意義及び手法が不明確であるとし、経済的リスクを負うという問題があるベンチャー企業に対する出資については、公立大学法人の本来業務の範囲内と位置づけることは困難としている。</p> <p>調査審議においては、公立大学法人の研究成果を事業化する際の企業への出資を行うためには、以下の課題があるとの指摘がなされた。今後、提案者は十分に検討する必要がある。その整理が成された段階で改めて関係府省庁における検討を進めることとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 公法人による出資の対象(区域設定の方法等)、目的(支援か投資か)は何か。 (2) 出資の手法(出資割合、出資期間、出資撤退の方法等)や、経営参画の在り方(リスクマネジメントや組織的な利益相反への対応等)をどのように確立するか。 (3) ベンチャー企業に対する出資によらない委託・共同研究や特許権等についての実施許諾、大学と連携するベンチャーファンドの活用等により、大学の研究成果の活用を図ることはできないか。 <p>なお、調査審議においては、国立大学法人・公立大学法人によるTLO(技術移転機関)への出資に関する議論も行われた。これに対し、関係府省庁は、現行制度上、国立大学法人においては、(大学の教育研究の活性化や新産業の創出等への期待から、大学自らの総合的・戦略的な判断に基づき、産学官連携を推進する観点から)TLOのうち、文部科学大臣・経済産業大臣の承認を受けたもの(以下「承認TLO」という。)について出資することはできるが、公立大学法人においては、承認TLOについて出資することはできないとしている。一方、提案者からは、TLOという別組織では運営のための管理費用が必要となり提案者にとっては効率的ではないと考えているなどの意見が出され、TLOへの出資は求めていないとしている。</p>

●「農地利用集積円滑化団体の民間開放」について

<p>意見</p>	<p>関係府省庁は、農地所有者代理事業に関する事務について、判断行為（賃貸借契約の締結等）を除き、準備行為（貸し手及び受け手候補者の調査・意向把握等）及び事実行為（相談窓口の設置等）を対象として、農地利用集積円滑化団体（以下「円滑化団体」という。）から民間企業への事務委託を可能とするよう措置すること。このため、円滑化団体から民間企業への事務委託を可能とする通知改正を行い、全国的に民間企業への事務委託が可能である旨の周知徹底を図ること。</p>
<p>意見の考え方</p>	<p>提案者は、農地利用集積円滑化事業のうち、地権者から委任を受け、その地権者を代理して受け手農家と賃貸借契約等を締結する事業である農地所有者代理事業について、農地の受け手候補者の調査や意向把握等に対して、民間企業が有する機能を活用して、市町村と役割分担を行いつつ、円滑化団体が行う事務を担えるように措置することを求めている。</p> <p>これに対し、関係府省庁は、事業実施主体（円滑化団体）が農地の出し手・受け手双方の農業者から公平・公正なあっせん者として信頼を得て協議ができることが必要であり、このことを外形的に判断する最低限の基準として「非営利」という要件を課しており、民間企業が事業実施主体として参画することは困難としている。</p> <p>地域活性化部会においては、農業を再生するため、意欲ある担い手を育成し、その担い手に農地を集積することが喫緊の課題であること、当該課題解決のためには、民間企業を十分に活用してその推進を図ることが重要であるといった意見とともに、民間企業が市町村等との連携等により「公平・公正」が担保できる形で農地所有者代理事業を行う仕組みを検討できないか等の議論が行われた。</p> <p>これらを踏まえ、関係府省庁は、次のような措置を行うことが適当である。</p> <p>「関係府省庁は、農地所有者代理事業に関する事務について、判断行為（賃貸借契約の締結等）を除き、準備行為（貸し手及び受け手候補者の調査・意向把握等）及び事実行為（相談窓口の設置等）を対象として、農地利用集積円滑化団体（以下「円滑化団体」という。）から民間企業への事務委託を可能とするよう措置すること。このため、円滑化団体から民間企業への事務委託を可能とする通知改正を行い、全国的に民間企業への事務委託が可能である旨の周知徹底を図ること。」</p>